

南相馬市鹿島デイサービスセンター施設譲渡の概要

1 施設設置の背景

鹿島デイサービスセンターは、介護保険制度発足の黎明期に、地域の需要に対応した高齢者福祉の充実を図るための基盤施設として整備された施設であり、鹿島第1（ひまわり）デイサービスセンターは、平成9年度に電源立地促進対策交付金を財源として、また第2（すみれ）デイサービスセンターは、福島県社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助金及び起債を財源として平成16年度に建設され、現在まで指定管理者制度により「社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会」が運営を行っている。（収益事業のため指定管理料は発生していない）

2 施設廃止の検討経過

施設を行政が整備し、これまで指定管理者制度により長きにわたりデイサービス事業を民間事業者へ業務委託し管理運営を行ってきたが、近年、福祉事業を取り巻く社会情勢は大きく変化し、市内に民間のデイサービス事業者の参入が増えつつある現状にある。

施設設置当時においては、公で整備せざるを得ない環境にあったものの、現在では民間事業者によるデイサービス事業参入が進み、また決算において収益が発生していることなどの状況にある。

また、これまで両施設とも国の補助事業を活用し建設した施設であることから、国の「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等により施設の耐用年数（50年）経過後でなければ施設を処分することができないことから、譲渡については保留状態となっていた。

3 施設譲渡の理由

（1）社会情勢の変化

供用開始時は介護保険制度発足前後であり、民間のデイサービス事業所もなく、行政が主導して施設を整備したが、現在では市内に民間のデイサービス事業者が多数参入している状況である。

（2）民間事業者との公平性

市内に多数の民間デイサービス事業所が参入している現在、公の施設を活用した指定管理制度によるデイサービス事業委託は、公平性を欠くものと考えられる。

（3）将来的なコスト（修繕費）の削減

平成30年度に第1デイサービスセンター施設の空調機改修工事修繕に約2,500万円の修繕費を要した。今後、施設の老朽化に伴い維持補修に多額の費用が発生することが見込まれるが、南相馬市公共施設等総合管理計画において、「市が保有する施設の保有量を20年間で25%縮小する」ことを目標として掲げていることから、本施設の譲渡を行い、市が保有する公共施設の適正化を図る必要がある。

（4）建設財源の整理

①第1デイサービスセンター建設財源の電源立地促進対策交付金は、平成2

7年3月31日付けの経産省大臣官房通知の改正において、社会経済情勢の変化に対応するため、処分制限財産の使用開始の日から経過年数が10年以上経過した財産処分については、引き続き処分財産を有効活用することを条件に無償譲渡に限り処分できることとなった。

②第2デイサービスセンター建設に要した福島県社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助金は、無償譲渡後に財産処分の報告書を県に提出することにより、補助金の返還には該当しないことを福島県高齢福祉課に確認済である。

4 施設の無償譲渡先

社会福祉法人 南相馬市社会福祉協議会

5 施設を現指定管理者である南相馬市社会福祉協議会に無償譲渡する理由

- (1) 当該施設は、供用開始後、また指定管理制度が導入されてからも一貫して当該法人（現南相馬市社会福祉協議会）が業務委託（無償）を受け、事業運営に関しては市内で最も長期実績があるとともに管理運営も適正に行っており、利用者に対し引き続き従前どおりのサービス提供できるのは、南相馬市社会福祉協議会である。
- (2) 鹿島第1デイサービスセンター施設内には、当該法人が運営する鹿島地域包括支援センターが配置されているほか、同敷地内には当該法人が所有する社会福祉センターが設置されており、デイサービスセンター施設を社会福祉協議会以外の法人に譲渡した場合、施設管理上（光熱水費・施設修繕費等）不都合が生じる。
- (3) 長期にわたる管理運営の中で、施設に付帯する各設備や車両など、そのほとんどが更新の中で当該法人所有のものとなっている。
- (4) 施設を利用する高齢の要介護者においても、信頼するスタッフなどの人的環境やサービス内容が変わることによって生じる精神的ストレスが懸念される。

6 パブリックコメントの実施

南相馬市パブリックコメント手続条例に基づき、パブリックコメントを実施。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 案 件 名 | 南相馬市鹿島デイサービスセンター施設の譲渡並びに南相馬市鹿島デイサービスセンター設置条例等を廃止することについて |
| (2) 意見の提出期間 | 令和元年11月25日（月）～12月15日（日） |
| (3) 意見総数 | 0件 |
| (4) 意見内容 | なし |

7 条例の施行日

令和2年4月1日

8 今後のスケジュール

- (1) 1月中旬 地域協議会（鹿島 諮問、原町・小高 報告）
- (2) 3月議会 議決（施設の譲渡、条例の廃止）
- (3) 3月中旬 施設譲渡の仮契約
- (4) 4月1日 本契約（施設の引き渡し）
- (5) 4月上旬 財産処分報告（経済産業省、福島県）

鹿島デイサービスセンター施設概要

平成 31 年 4 月 1 日現在

名 称	鹿島第 1 デイサービスセンター (ひまわりデイサービスセンター)	鹿島第 2 デイサービスセンター (すみれデイサービスセンター)
所在地	鹿島区西町二丁目 1 1 6 番地	鹿島区西町二丁目 1 6 5 番地
敷地面積	1 7 5 6 . 5 7 m ²	1 9 6 5 . 7 6 m ²
延床面積	6 2 0 . 3 9 m ²	6 8 8 . 7 1 m ²
構造種別	鉄筋コンクリート造平屋建	鉄筋コンクリート造平屋建
建設年度	平成 9 年度	平成 1 6 年度
供用開始 年月日	平成 1 0 年 6 月 1 日	平成 1 7 年 4 月 1 日
建築費用	3 1 8 , 6 1 8 , 3 0 0 円	1 9 4 , 5 2 9 , 3 0 0 円
財 源	電源立地促進対策交付金 274,000,000円	福島県社会福祉施設等施設整備費及 び設備整備費補助金 23,910,000円 起債 (公営企業金融公庫) 78,600,000円 起債 (簡易生命保険) 83,500,000円
事業内容	通所により、入浴・食事・機能訓練等のサービスを提供し、生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。	通所により、入浴・食事・機能訓練等のサービスを提供し、生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
利用定員	3 0 名	3 5 名
指定管理者	社会福祉法人 南相馬市社会福祉協議会 会長 西浦 武義	
指定管理期間	平成 2 7 年 4 月 1 日～平成 3 2 年 3 月 3 1 日	

鹿島第1(ひまわり)、第2(すみれ)デイサービスセンター利用者の状況

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	前年度比較 (人数)	前年度比較 (率)
第1デイサービス	4,986	7,799	7,915	7,809	7,387	7,535	7,557	5,662	△ 1,895	74.9%
(1日平均)	29.3	30.5	31.2	30.5	28.7	29.3	29.5	26.7	△ 2.8	90.5%
第2デイサービス	7,471	9,435	9,259	9,247	8,470	7,892	7,456	8,081	625	108.4%
(1日平均)	32.3	36.9	36.5	36.1	32.9	30.7	29.4	29.7	0.3	101.0%
利用者数(合計)	12,457	17,234	17,174	17,056	15,857	15,427	15,013	13,743	△ 1,270	91.5%
稼働日数	第1デイ 170日 第2デイ 231日	256日	254日	256日	257日	257日	第1デイ 256日 第2デイ 255日	第1デイ 212日 第2デイ 272日		

※平成23年8月1日:第2デイの利用定員を30人から40人に変更 → 平成28年:利用定員を40人から35人に変更

※平成28、29年度で第2デイサービスセンターの利用者数が大幅に減少したのは、仮設住宅の縮小により主に小高区の利用者が減少したことによる。

※平成30年に第一デイ(10月~11月)空調設備工事のため、休止したことによる。

南相馬市条例第 号

南相馬市鹿島デイサービスセンター設置条例を廃止する条例

南相馬市鹿島デイサービスセンター設置条例(平成 18 年南相馬市条例 243 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○南相馬市鹿島デイサービスセンター設置条例

平成18年1月1日

条例第118号

改正 平成18年3月3日条例第243号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第2項の規定に基づき、老人デイサービスセンターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 老人デイサービスセンターの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(指定管理者)

第3条 市長は、老人デイサービスセンターの設置目的を効果的に達成するため、管理運営を指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

2 前項の規定のほか、この事業を実施する場合において、市は、利用者の決定等の事務を除き、この事業の一部を社会福祉法人等に委託することができる。

(利用の許可)

第4条 老人デイサービスセンターを利用しようとする者は、市長又は指定管理者の許可を受けなければならない。

(費用徴収等)

第5条 老人福祉法第28条に定めるデイサービスセンターの利用に係る費用徴収額は、通所介護に関し介護保険法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の10に相当する額とする。なお、食事の提供に対する費用は、全額利用者負担とする。

(費用徴収額の減免)

第6条 市長は、特に必要と認めるときは、前条の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(費用徴収額の収入)

第7条 市長は、指定管理者に費用徴収額を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(指定管理者の指定の申請)

第8条 法人その他の団体であつて、指定管理者の指定を受けようとする者は、デイサービスセンター施設の指定管理者申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、指定について市長に申請しなければならない。

(1) デイサービスセンター施設の指定管理者事業計画書(様式第2号)

- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要なもの
(指定管理者の指定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として、指定しなければならない。

- (1) 事業計画による施設の運営が住民の平等な利用を確保することができるものであること。
(2) 事業計画の内容が当該事業計画に係る施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
(3) 事業計画書に沿った管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第10条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する施設に関する次に掲げる事項を記載したデイサービスセンター施設の指定管理者事業報告書(様式第3号)を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して14日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理運営業務の実施状況及び利用状況
(2) 管理運営に係る経費の収支状況
(3) 前2号に掲げるもののほか、実態を把握するために必要と認めたもの
(業務報告の聴取等)

第11条 市長は、施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第12条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

(損害賠償義務)

第13条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第14条 指定管理者又はその管理する施設の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、南相馬市個人情報保護条例(平成18年南相馬市条例第23号)の規定を遵守

し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の鹿島町デイサービスセンター施設の指定管理の手続き等に関する条例（平成17年鹿島町条例第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年条例第243号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の南相馬市附属機関設置条例等の一部を改正する条例の規定は、平成18年1月1日から適用する。

別表（第2条関係）

名称	位置
南相馬市鹿島第1デイサービスセンター	南相馬市鹿島区西町二丁目116番地
南相馬市鹿島第2デイサービスセンター	南相馬市鹿島区西町二丁目165番地